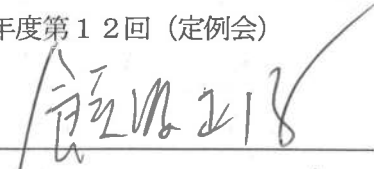



那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第12回(定例会)

署名人

委員長

開催日時 平成27年10月5日(月)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、神村洋子委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

- 1 委員長職務代理者の指定について
- 2 報告 那覇市議会9月定例会における代表・一般質問答弁状況について 【総務課】
- 3 協議 第2次那覇市教育振興基本計画の素案について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、田盛善宏主査、伊禮道子主査

(生涯学習課) 大城義智課長

(市民スポーツ課) 我那覇生男課長

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 相澤敬二課長

(教育研究所) 黒木義成所長

【こどもみらい部】末吉正幸副部長(こども政策課課長兼務)

会議録作成(総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長　　これより平成27年度第12回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは、まず初めに喜久里委員の退任に伴い、委員長職務代理者が現在不在となっておりますので、まず「委員長職務代理者の指定」を行いたいと思います。委員長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。任期についての定めはありませんが、那覇市の慣例では1年としておりますので、本日から来年の10月4日までということになります。選定の方法につきましては、投票、又は指名推選があります。選定についてまずご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員　　指名推選がよろしいかと思えます。神村委員は教育行政も経験しておりますし、多忙な委員長を補佐するには適任かと思われまます。私は神村委員を推薦いたします。

添石委員長　　饒波委員から神村委員の名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。特に異議なければ委員長職務代理者を神村委員ということで、ご異議ないでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　　それでは異議がないようですので、委員長職務代理者は神村委員ということで決定したいと思います。職務代理者としての任期は先ほど申し上げました、平成27年10月5日から平成28年10月4日までとなりますのでよろしくお願いいたします。続きまして、報告「那覇市議会9月定例会における代表・一般質問答弁状況について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長　　報告でございます。「那覇市議会9月定例会における代表・一般質問答弁状況について」。みだしのことについて、別紙のとおり報告する。平成27年10月5日提出。教育長　渡慶次克彦。報告理由、那覇市議会平成27年9月定例会における教育委員会への代表質問・一般質問の答弁状況を報告する内容でございます。中身につきましては総務課長のほうでご説明いたします。

添石委員長　　よろしくお願ひします。

山内課長　　教育委員会関係代表質問・一般質問答弁資料集をご覧ください。ページを捲っていただいて目次をご覧ください。9月議会での代表質問・一般質問、合わせて48件の質問がでております。次のページをご覧ください。各課ごとの質問内容、質問件数について、課別答弁状況一覧表としてまとめてございます。ご覧のように生涯学習課関係が6件、市民スポーツ課関係が3件、施設課が3件、中央図書館が1件、学校教育課が25件、教育相談課が6件、教育研究所が4件の質問件数となっております。この中から、本日は9月議会における特徴的な質問を2つ

程抽出して、答弁の概要、趣旨を説明させていただきます。まず全国学力学習状況調査の結果に関する質問について説明いたします。全国学力学習状況調査で、沖縄県の小学校は昨年の全国24位から20位に順位を上げ、中学校は最下位ながらも全国平均との差を縮めており、全体的に学力の向上、底上げが進んでいるという結果が出ておりました。この結果に関する質問が9件ございました。一覧表で申し上げますと、学校教育課のNo.1、No.7、No.10、No.36、No.37、No.38、No.39、No.40、No.46の質問となります。質問の多くは本市の状況、取り組みなどについてのご質問でございました。答弁の概要としましては、本市の状況として小学校では全教科で全国平均正答率を上回っており、昨年度に比べその差を広げてきている。中学校においては全国平均正答率を下回っているものの、全教科においてその差を大幅に縮めてきている。本市の学力向上の推進、取り組みとしましては、教育委員会主催の学校訪問や研修会などをとおして指導助言を行って教師の授業力の向上を図り、また各学校においては、自分の学校の課題を見出して、それを年間指導計画に反映させて重点的に指導を行っていること。さらに本市の特色ある取り組みとしましては、授業において児童生徒の様々な考えを引き出す思考を深めるような工夫に全教諭が重点的に取り組んでいることなどを答弁しております。No.10で、小学校に比べて中学校の結果が芳しくないけれども、これは私立中学校への進学する生徒の数と因果関係があるのかという質問がございました。それに対しまして、中学校の結果については様々な要因が関係しておりまして、特定することは難しい。また私立中学校への進学率は他府県においても同様なものと考えられることもあって、進学率と学力状況調査の結果との因果関係について特定はできないというふうに答弁をしております。この学力状況調査対策として補修授業等が行われておりますけれども、そういう補習授業等、学力状況調査の対策に時間が割かれることによって、通常の教育活動の時間への影響、またWebテストの実施による教員の多忙化や、都道府県別の順位付けの意味について質問がございました。これはNo.40の質問でございます。答弁としましては、学校においては計画的に補習授業を取り組んでいると、今後も子ども達にバランスのとれた生きる力を育み、学力向上を推進していきたい。Webテストの実施については、学校内で分担して教員個人に負担がかからないように配慮するよう学校には依頼している。また都道府県の順位付けにつきましては、これはあくまでも目安の一つでございまして、学力状況調査は児童生徒の学力の現状を把握・分析し、教育施策の改善を図ること、学校における指導の充実や学習状況の改善に役立てることなどのために実施していると答弁をしております。しかしながら昨年度に比べて沖縄県、那覇市の順位が上がった、全国平均との差が縮まったということは子ども達にとっては大きな励みになっていると考えてい

るということで答弁しております。続きまして、特別支援学校の設置に関する質問について説明します。沖縄県特別支援学校PTA協議会、そこから那覇市の議会に対しまして、那覇市に特別支援学校を設置してほしいという旨の陳情書が出されております。陳情の内容は、那覇市在住の障がいを持つ子ども達の多くが大平特別支援学校や島尻特別支援学校など、那覇市以外の特別支援学校に就学している状況にあると。この子達が在住地である那覇市で教育が受けられるよう沖縄県と協議して那覇市に県立特別支援学校を設置してほしいというような陳情でございます。この陳情に関しての質問は4件ございました。一覧表のNo.2、No.23、No.33、No.42でございます。答弁の内容としましては、特別支援学校に通学している幼児児童生徒の数は約300名、その多くはスクールバスや保護者の自家用車送迎で通学している。通学に関しまして、保護者にとっては大きな負担感があるという声を聞いている。特別支援学校の設置については、沖縄県に設置義務があるので今後は県と連携して調整していきたいと答弁しております。以上簡単でございますけれども説明させていただきました。あと細かい内容で質問等がありましたら承りたいと思います。

添石委員長

それでは本件につきましてご意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

2番目の特別支援学校についての質問、事情がよくわからなかったのですが、説明を聞いて良くわかりました。新聞によりますと、県の教育長には陳情を出したと書いてありましたけれども、那覇市の教育委員会と議会に出したというのは初めて知りましたので。県のほうは何か回答をしているのでしょうか。

添石委員長

はい、田端部長。

田端部長

県立の特別支援学校でありますので、設置義務は県にございます。県のほうはまだ回答はしておりません。諸見里教育長ご自身は前向きに考えていらっしゃるようですが、土地、場所、ハードルも色々あるようであります。非公式であります。渡慶次教育長と私で諸見里教育長のほうに、どのような感じでやるのかということでお話に行きまして、そのようなお話しをしておりました。ただ、県のほうで決定するのが一番の筋でありまして、決定がまだということであります。決定されましたら那覇市としては協力できる分は協力していきたいと考えております。以上です。

添石委員長

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員

いまのお話ですが、敷地とか、そういう問題がクリアできなければいけないということは、佐敷でしたか、向こうでやっている市立の小学校の中に特別支援学校を併設といいますか、そのようなかたちも県は視野に入れているのでしょうか。

田端部長

いま、神村委員のおっしゃったのは、特別支援学校分教室というものを市町村立

の小中学校の教室を借りて行うというものでありまして、これは前からお話が出ておりましたけれども、高等学校再編整備計画の中にも分教室の設置というものが盛り込まれております。テストケースとして今年度、27年度から馬天小学校に1教室でスタートしております。児童2名、教員が3名であります。県としては再編整備計画でもあることから、これは並行して進めていきたいと考えているということでもありますけれども、そのテストケースの行方も見ながら、どのような形で対応したらいいのかということこれから調査研究していきたいと考えております。以上です。

添石委員長
饒波委員

ほかに質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、饒波委員。

学力調査の質問に対しての答弁を聞きましたが、その中で那覇市が独特の事業としている小中一貫教育、僕の印象としては小中一貫教育で学力も向上しているというような印象を受けているんですけれども、答弁の中にはそれが使われてなかったのですが、何か理由があるのでしょうか。

田端部長

学力向上に小中一貫教育が貢献しているということは、これは間違いなく大きな影響を与えていると思います。答弁の中の一部に入れている所がありますが、いくつかあって、総務課長の説明の中では入っていませんでしたけれども、答弁としてしっかり入れております。学力向上の一番の大きな要因は何と言っても先生方の授業改善の意識が高まったということが一番であります。その中でも先ほど説明がありましたとおり、思考力と判断力等、そういうものを高めていくという授業を行っている。これをやったおかげでB問題が上がってきておりますので、応用力を問われる問題にも太刀打ちできるようになってきております。その中で小中一貫教育というのは、小学校中学校の教職員の意識を高めるというのが一番大事なことでありますので、9年間を見通して小学校中学校の先生方が子供たちの面倒を見ていくよという意識を持って、情報の交換をしっかりと行って課題の解決に向けて双方が同じような方向でやるということが大きいです。モデル校から始まって4年目、今後益々、効果が上がってきて成果として結びついていくのではないかと考えております。今後も力を入れていきたいと考えております。

添石委員長
饒波委員

ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

よろしいでしょうか。17ページ、真和志南地区生き生き人材育成支援施設の花城議員の質問に対しての回答ですけれども、17ページの右の欄の下から3行目に「一括交付金の活用は困難な状況にあります」とありますけれども、これをどう解釈していいのか。この生き生き人材育成支援施設を作るけれども、財源として一括交付金はちょっと無理そうかなという結論でしょうか。

伊良皆部長

この件でございますけれども、4月、5月、6月、内閣府のほうと県をとおしていろいろ調整させていただいているところです。この間、やはり地域住民の方々

もなかなか進まないということがあって、心配な面があるという状況がありまして、それで今回、花城議員のほうからその進捗状況と事業の見通しを聞かれています。私共この事業については、しっかり進めて行くんだという趣旨の答弁になっております。

饒波委員

財源について一括交付金というのは、

伊良皆部長

仮にはでございますけれども、この一括交付金につきまして、施設の建設についてはハード部分、それから講座等についてはソフト部分と二つに分かれた場合に、ハード部分で国のものがない場合、一般財源でもやっていくという姿勢です。それからソフト部分については、一括交付金が活用できる分については、それは当然活用していくということでの内容でございます。

饒波委員

わかりました。

渡慶次教育長

少し補足していいですか。伊良皆部長が言ったように交付金の決定がなかなかされないものですから、地域の人達がスケジュールを気にして、いろいろ来ていたみたいで、この議会では一括交付金がなくてもこの事業はちゃんとやるんですよという僕らの気持ちを議場で言ったということで、ただ翌日の新聞には一括交付金は断念という記事が出たりしましたが、我々は困難であるという状況にはなっているけれど、一括交付金はまだまだ県・国と調整しながらやっていくと。ただ、この事業はそのまま継続しますということを議会で言ったということです。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員

19ページの自転車の件で、道路交通法が変わりまして、3日くらい前に58号線を車で走っていたら、私の後ろからパトカーがやってきて歩道を走っている自転車を止めたんです。いま自転車は歩道を走ってはいけないんですよね。子ども達にそういうものの徹底は、校長会の中でお話なさったという答弁はありましたけれども、那覇市も自転車が多くなっていると思うので、もっと徹底する必要があると思います。親の意識を少し高めていかないといけないなと思いましたので、今後機会を作って学校の中で、親向けの講習会をきちんとしていただくようお願いしたいなと思います。

田端部長

19ページにありますとおり、自転車交通安全教室を学校で行っている件数が少ない状況ではありますけれども、道路交通法が改正されましたので安全な乗り方、違反行為等についてもPTAで取り組むように働きかけていきたいと思っております。ただ、歩道を自転車で通っていけないのは年齢制限があるらしくて、7歳から75歳までの人は通ってはいけないと。それ以下とそれ以上は大丈夫というのがあるみたいですが、私もよくわからないところがありますので、校長会等でも呼びかけていきたいと思っております。議員が今回指摘していたのは、万が一に備え

て自転車保険、この加入促進を図ったらどうかということで、できれば県全体でしっかり足並みを揃えてやってほしいというご要望がありました。これについても県、市PTAに呼びかけていきたいということでお答えしております。

神村委員

子ども達加害者になるということも、罰則があると聞いています。この辺はやっぱり親御さんがしっかりとやっていかないと危険だなと思いました。

田端部長

やはり自転車についてもご家庭での所有ということでもありますので、保護者の協力を得ないことにはできないところもあります。付け加えになりますけれども、スマートフォン等の使い方についても、今年は県PTAで取り組むということで、PTA新聞に載っていましたので、これも合わせて保護者の理解と協力というのはこれから大きなカギになってきますので、市のPTA連合会のほうには何らかのかたちで連携したいなということで考えております。

添石委員長

いまの件、道路交通法の関係で、ここを走ってはいけないといっても矛盾しているんですよ、法律と現場が。昨日、小学生2人と一緒に新都心エリアで1時間ほど走ったんですけども、まず歩道は危ない。保護者というよりも、まだ日本の社会が車と一緒に自転車が走るというのが整備されていませんよね。それができていない中で歩道を走るなというのはどこか矛盾しているの、やっぱり車道の中に自転車専用道路とか、そういうことを考えないといけないと思います。道幅を広くするというのも限界があると思うんですけど、先日参加したポータランド市開発局の勉強会で、これをどうしたらいいのかと話したら、一方通行にすれば良いんだと、道幅を広げずに歩道の狭い旧市街地であれば、一方通行にすることによって自転車の歩道を作る。いろいろ方法があるのではないかと話だったので、これはこの場の議論ではないかもしれませんが、言いたいのは、そこをどうにかしない限り、自転車って安心して乗れないし、どんなに子ども達に教育しても環境が整っていないんですよ。一方で昨日歩道を走っていたら雑草は生い茂っているし、斜面はぐちゃぐちゃだし、新都心ですよ。危なっかしくて歩道を走るのも怖いんですよ。だからやっぱり勉強と教育もいいですが、どうにか教育委員会からも那覇市のその担当の部署との連携を取って、まずは生い茂っている雑草をどうにかしないと歩道をすぐ走れないし、その辺の整備を早急にしないと、渋滞の緩和やCO2の削減というところにも結びつかないと思いますので、是非、渡慶次教育長、その辺の一番ご事情がわかると思いますので、やっぱり何かダイナミックな改善をしない限り、警察に捕まる子どもが可哀想に思うんですね。

渡慶次教育長

小祿辺り、ジャスコ前の歩道に自転車専用マークがありますよね。あれは歩道の上にありますよね。そこは一応歩道を整備しているのだから、歩道であっても補導されない。歩道を走るなというわりに、歩道にこういう自転車が走るように整

備したり、いま言ったように幅の広い道であればまだ車と接触する可能性は少ないと思うんですけど、幅が狭い道でこうして車と一緒にすると危険で、むしろ歩道のほうが安全な所であると。この辺の整備がされていないまま、法律だけ定めてしまうというのが、見ていて子ども達が危なっかしいなという感じですけど、ちょっと難しいですね、学校で教えるについては。

本仲委員 車道を走りなさいとはちょっと言いにくいですよ。

渡慶次教育長 どういうふうに教えたらいいか、もう歩道を走るなど、これだけでいいのか、ちょっと難しいですね。

添石委員長 できればそういう議論があったという事を、部局なりどちらかに意見は出していたいただきたいなと思います。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではほかに意見、質問がないようですので、報告「那覇市議会9月定例会における代表・一般質問答弁状況について」はこれで終了いたします。引き続き、協議「第2次那覇市教育振興基本計画の素案について」となっております。それでは説明のほうをお願いいたします。

伊良皆部長 それでは協議でございますが、「第2次那覇市教育振興基本計画の素案について」、第2次那覇市教育振興基本計画の素案について、別紙のとおり協議する。平成27年10月5日提出。教育長 渡慶次克彦。協議理由、平成28年度から実施する第2次那覇市教育振興基本計画の素案について、決定前に協議をする。内容につきましては総務課のほうでご説明いたします。

添石委員長 よろしくをお願いします。

山内課長 申し訳ございませんが、差し替えをさせていただきます。冊子にまとめて、全部差し替えという形になっております。今日の説明は差し替えた分で進めて行きたいと思っております。担当のほうから説明いたします。

田盛主査 いま、差し替えさせていただきました、表紙に(素案)と書かれている資料に沿ってご説明させていただきます。山内課長から説明がありましたとおり、現在の計画の冊子に沿った構成の素案を今回提案させていただいております。開いていただきまして、まず目次となっております。こちらおおまかな構成としては、現行の計画と同じですけれども、ただ、第2章として新たに設けてありますのが、現行の計画、第1次計画ですけれども、こちらの総括というものを第2章として新たに設けております。それではまず「第1章 計画策定にあたって」というところですよ。こちら1ページになりますけれども、「1 計画の背景及び趣旨」として、内容としてはこれまでの教育委員会としての取り組み、教育の基本理念、それから教育の目標、これを掲げて教育行政を推進してきたと、さらに平成23年度からは現行の第1次計画を策定してきたということを述べております。その次にこの現行の計画の実施中に国・県においてそれぞれ新たな計画が策定されたと

いうこと、これを受けて本市においては第2次の計画を策定することとしたという説明をここで述べております。次に「2 計画の位置づけ」でございますけれども、現行計画と同じように第4次総合計画、こちらを上位計画としまして、それと同時に教育の基本理念、そして教育の目標、これらに則った計画となっているということを述べています。さらに教育基本法の規定に基づいて、国の計画を参酌しているということ、さらには県の計画も参酌しているということを述べています。次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらの改正に伴いまして、6月に市長が「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」、こちらを策定しておりますので、この大綱ですとか、本市の既存計画等との整合性をとっているということを説明しております。その下に法律の条文の引用を載せております。次に3ページをお願いします。こちらは計画の相関図として、基本的には現行計画と同じような作りになっておりますけれども、いま申し上げました教育の大綱、こちらがこの図の中に新たに加わっているということがあります。そして4ページ、5ページは、こちら参考資料として教育の基本理念、教育の目標、そして教育大綱、こちらを掲載しております。ただ、現行計画の中では、教育の基本理念、目標の下に教育の方針というものがございましたけれども、この方針については、平成23年度から平成27年度までの期間で終了というかたちになっておりますので、ここには掲載しておりません。次に6ページをお願いします。

「3 計画の期間」でありますけれども、期間としては国・県の5年間という期間に合わせて、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間としております。ただ、必要に応じてこの計画の内容の見直しを行うことができるという文言を加えております。次に7ページから8ページにかけては、「4 計画の施策体系」を掲載しております。そして9ページをお願いします。「第2章 那覇市教育振興基本計画(第1次)の総括」ということで、この現行計画で掲げた具体的施策の取り組みの結果について評価を行ったという説明であります。2番目として、その評価の内容を記載することと考えておりますけれども、この資料の中ではまだ、いま、検証作業中でしてこの完成のイメージとして、別紙A3の1枚資料を添付しておりますけれども、こちらをお願いします。こちらは市の健康部が実施している「健康なは21」という計画、こちらの達成状況をまとめた資料がございますけれども、これと同じようなイメージで本計画についても総括を行いたいと考えているところであります。次に最後の46ページをお願いします。46ページは「第4章 計画の推進に向けて」ということで、「1 あらゆる主体同士の連携」、まずこの中では学校・家庭・地域の連携、この計画の中でも何ヶ所か出てくる言葉でありますけれども、これらの連携それから市民との協働、こういった連携・協働を実現するための方策として、学校を地域コミュニティの拠点として

活用していくということが挙げられるということをお述べております。そしてその次に先ほども申し上げましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、総合教育会議が開催されているということ、そして教育の大綱が策定されたということ、これらの状況の変化によって教育委員会と市長がこれまで以上に連携・協調を強めていくということをお述べています。そして「2進捗状況の点検」、こちらには教育行政マネジメントシステムを活用しまして、PDCAサイクルによって第2次計画についても進捗管理を行っていくということをお説明しております。ここまでの教育委員会会議の場では新たに提案させていただいた内容となっています。次に実際の各施策の内容についてでございますけれども、先日、先にお送りした分から、その後各課から差し替え分が幾つか出されておまして、9つの施策のうち5つについて差し替えということになっておりますので今回、資料全て差し替えというお取扱いを取らせていただきました。まず10ページをお願いします。こちらが「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」でありますけれども、ここから先は、この協議の鑑の分についているその2枚目をご覧になっていただけますでしょうか。こちらは前回9月17日の教育委員会会議後の勉強会、その時点からの主な変更点について箇条書きで説明しているものです。まず生涯学習、こちらの分について、まず現状でありますけれども、現状の前半部分が網かけになっております。こちらはこの前半部分に新たな文言を加えて全体的に整理をしたということになります。次に課題の①番、学習プログラムの部分ですけれども、こちらは1つ目の★印、こちらは協働によるまちづくりのことについての文章ということに変更をしております。次に素案の11ページ、課題の③番、こちらは公民館・図書館に加えまして生涯学習センター、それから地域学校連携施設のことも記載する内容に変更しております。次に具体的施策のページが12ページになりますけれども、③番のうち3つ目の☆印、こちらにつきましては新たに文言を加えておまして、サークル団体の学習成果の地域への還元、これについて説明しております。そして一番下の⑦番、家庭教育力の向上の部分でありますけれども、こちらの最初の☆印は前回、赤ちゃんのブックスタートについての説明でしたけれども、もうちょっと幅を広げまして、赤ちゃんから思春期まで全般に関わる子育てを包括する内容というお取扱いに変更をしております。次に14ページをお願いします。ここからは「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」でありますけれども、まず現状の部分が全て網かけになっておりますけれども、こちらは文言整理するとともに市の現在の取り組み状況についての説明を追加しております。次に課題の①番、こちらにつきましては、全ての世代を対象とするスポーツについての項目ということで新たに追加しております。そのすぐ下の②番は、体育施設について、前は学校

の体育施設についてだったんですけれども、そこからまた幅を広げまして全ての施設を対象にするという文言に変更しております。それから③番については、児童生徒を対象とする運動やスポーツについて追加しております。それから④番については、働き盛り世代についての説明ですけれども、こちらの内容を生活習慣病などについての説明に変更しております。次に具体的施策でありますけれども、ページが移りまして16ページをお願いします。こちら⑤番でスポーツ推進計画、これについての文言を新たに設けております。次に17ページをお願いします。こちらは「家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる」でありますけれども、こちらの具体的施策の④番、19ページになりますが、就学前幼児教育の充実等、こちらは幼稚園だけではなくて、就学前の幼児教育全般についての項目として新たに追加しております。次に20ページをお願いします。こちらは「生活リズムの確立を促し生きる力を育む」ということで、まず現状の部分でありますけれども、この下の部分に本市の取り組み状況についての説明を追加しております。それから課題についてですけれども、①番、②番について調査の表をそれぞれ最新版のものに差し替えておまして、それに沿った文言というふうに改めております。それから②番、携帯電話、スマホ利用に関するところですが、前回、情報モラル全般についての説明であったところを、この携帯・スマホに絞りました。またPTAとの連携について書いております。それから具体的施策の②番についてですけれども、こちらも課題と同じように携帯電話・スマホに絞った内容となっております。次に24ページをお願いします。こちらは「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」という項目になりますけれども、現状のほうは、本市における取り組み状況について説明を追加しております。それから課題のうち①番、こちらは先ほどの生活リズムと同じように調査結果、学力学習状況調査それから生活習慣に関する調査、これらを最新版に差し替えております。それから課題の⑤番の中は、人権教育それから主権者教育それぞれについての説明を新たに追加しております。それから同じ⑤番の中には道徳の教育化、これを見据えた文言を追加、さらにしまくとうばについての説明も追加しております。それから⑦番、こちらは学習環境の整備と就学援助ということですが、こちらは再度文言を検討中であります。そして具体的施策に移りまして④番、こちら28ページになりますけれども、こちらのほう④番の最後にしまくとうばについての説明を追加しております。それから29ページの⑥番、こちらは学校適正配置計画についてですけれども、こちらも文言を再度検討中ということになっております。そして31ページからは「地域と連携して青少年の健全育成を図る」でありますけれども、こちらは現状の中に、本市の取り組み状況を新たに追加しております。次に34ページをお願いします。こちらからは「教師の学ぶ機会を充実さ

せる」でありますけれども、36ページの具体的施策の目標、この部分、以前は③番、他機関との連携のみだったのですが、それに加えて①、②、③、④、最後③としておりますが④に修正をお願いします。新たな目標を付け足していくということであります。次37ページをお願いします。こちらからは「学校施設の補修・整備をすすめる」でありますけれども、こちらの具体的施策、39ページからになりますけれども、具体的施策の②番、学校施設の耐震化に向けた改築・改修、それから次のページの④番、学校給食施設の計画的な整備、これらについては文言を整理しております、また平成27年度に実施中の事業、平成30年度に開始する事業、こちらについてはカットしております。最後に41ページをお願いします。こちらは「伝統文化の保存と継承を図る」でありますけれども、課題の②番、文化財の整備・公開、学術研究への展開でありますけれども、こちらに新たな★印として関係機関との連携についての説明というものを新たに加えております。主な変更点については以上であります。それから協議の鑑の資料、最後の5ページになりますけれども、今後の予定として一番下に、仮のスケジュールではありますけれども、こちらに付けさせていただきます。次回の教育委員会会議、10月20日になりますが、この日の会議で議会のほうに提出する素案の確認を行いたいと考えております。と言いますのは、その2日後、10月22日から議会対応が始まりまして、まず正副議長への説明、そして10月23日からは各党派への説明、そして11月24日には全員協議会を行うと、これらのスケジュールについても、仮の日程ではありますけれども、こうした議会の対応が入ってくるということでもあります。これらの議会対応を踏まえて12月上旬の教育委員会会議で素案決定をしたいと考えているところであります。以上です。よろしくお願いいたします。

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

13ページで、「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」の具体的施策の目標のほうに、いままでは生き生き人材育成支援施設のみだったのですが、地域学校連携施設における運営委員会の設置数というのが加わって、実はこれは入れたほうがいいと思っていたんですが、今回新しくこの中に入っているのが非常に良かったというか、良いなと思って、市長のほうも施政方針演説で学校の施設を地域に開放して行くとおっしゃっていましたので、こちらの文言を読むと、地域との関係、学校との関係というのを謳っていたので、そういう意味ではやっぱり目標に入っていないとまずいのではないかと思ったのですが、今回はこれが入っていますので、これからまた先ほどの過程がありますけれども、是非落ちないように、是非これを残しておきたい、置いていただきたいなと思います。まずは